

追手門学院第学地域創造学部
2021 年度卒業論文

高齢者が生活しやすい環境を
どうデザインするか

—山間部の限界集落における地域優良賃貸住宅の可能性—

指導教員 田中正人
18jj154 松本葵

目次

第 1 章 はじめに	3
1-1 研究の背景	
1-2 先行研究	
1-3 目的と意義	
第 2 章 研究の方法	9
2-1 対象地区の概要	
2-2 調査の手順	
第 3 章 地域優良賃貸住宅（高森のいえ）	13
3-1 地域優良賃貸住宅	
3-2 高森のいえプロジェクト	
第 4 章 調査結果	21
4-1 集落での暮らし（十津川村田戸集落）	
4-2 住まい方の実態	
4-3 入居者について	
第 5 章 結論	33

参考文献

〈第1章〉

はじめに

1-1 研究の背景

日本は現在「超高齢社会」と呼ばれるほど、高齢者の人口が増加しており、その勢いはこれからも続くとされている。総務省によると令和2年10月1日時点で、総人口1億2,571万人に対して65歳以上の人口は2,619万人となり、高齢化率は28.8%と総人口の3割に迫る勢いで高齢者人口が占めている。これからもさらに高齢化率は上がるとされており平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、日本の将来推計人口における出生中位・死亡中位推計結果（全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定し、これらから将来の人口規模と年齢構成等の人口構造の推移を推計）によると、日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、令和35年には1億人を割り、9,924万人になり、その後も減少を辿ると推測されている。人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率が上昇し、令和47年には国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

そして、高齢者の生活について様々な問題が生じると言われている。

第一に、高齢世帯化である。一人暮らしや夫婦二人暮らしの高齢者が増えており国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」によると高齢者がいる世帯の過半数が独居か夫婦世帯、2015年には独居高齢者の数は625万人に達し、これからも増え続けるとされている。子供がいても、就職や結婚などを機に実家を離れ、高齢期には老夫婦だけの暮らしとなる。そこに加え熟年離婚や生涯独身者の割合も増えており、

増加する高齢者の孤立化が問題となっている。その場合に高齢者を支えるのが、近所づきあいや自治体の生活支援などによるコミュニティの形成であるが、地方や山間部などの限界集落（65歳以上の高齢者が集落人口50%を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状況にある集落〔大野 2008〕）と言われている地域では、コミュニティの形成が難しく孤立状態となる高齢者世帯が多い。

第二に、災害に対する問題である。災害大国である日本で、頻発する自然災害であるが、消防庁によると平成16年に発生した台風や集中豪雨等に伴う水害・土砂災害による死者・行方不明者のうち6割が高齢者であった。また、17年の台風第14号に伴う土砂災害による死者・行方不明者22名のうち約68%を占める15名が高齢者であった。このように避けられない災害の被害を減らすには高齢者の避難が重要になる。しかし、消防庁によると高齢者のうち、約3割強は、居住地域における自然災害の危険がある場所を知らず、約2割強が避難経路・避難場所のどちらかを知らない状況にある（表1）。また、災害後には、避難所生活や転居先で再びコミュニティ形成を行う必要があるなどの困難や、住宅の喪失などが発生するため、災害前と後で自治体や周囲の支援などが重要となる。

表1 「居住地域における自然災害の危険がある場所の認知」及び「居住地域における災害時の避難場所や避難経路の認知」

<居住地域における自然災害の危険がある場所の認知>		
	n=1,314(単位:%)	
	高齢者	総数
危険な場所がどこであるかを知っている	24.5	22.8
危険な場所があることは知っているが、その場所がどこであるかは知らない	8.9	11.0
危険な場所がないことを知っている	32.0	26.1
危険な場所があるかどうかは知らない	26.9	33.1
わからない	7.7	7.1

<居住地域における災害時の避難場所や避難経路の認知>		
	n=1,314(単位:%)	
	高齢者	総数
避難場所も避難経路もどこであるかを知っている	68.7	57.3
避難場所はどこであるかを知っているが、避難経路は知らない	11.4	19.2
避難経路はどこであるかを知っているが、避難場所は知らない	2.1	2.3
住んでいる地域には、避難場所や避難経路はない	4.2	2.3
避難場所も避難経路もどこであるかを知らない	10.0	14.8
わからない	3.5	4.1

(出所) 国土交通省

第三に、公的住宅制度の縮小である。憲法第25条(生存権の保障)の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給される(国土交通省)ものが公営住宅である。様々な理由から住宅に関して補助を必要とする者が利用できる制度だ。この制度には一定の条件が存在しており、そこをクリアしなければ入居することはできない。

国土交通省によると「入居者の資格として収入基準は・月収25万9千円(収入分位50%)を上限として、政令で規定する基準(月収15万8千円(収入分位25%))を参酌し、条例で設定。ただし、入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合については、月収25万9千円(収入分位50%)を上限として基準の設定が可能である」

としている。また、「現に住宅に困窮していることが明らかであること」が住宅困窮要件となっている。さらに、全国住宅供給公社等連合会によると原則として、現在同居し、または同居しようとする親族がいる場合は申し込みすることができず、当該都道府県又は市町村に在住・在勤していることや都道府県又は市町村において独自に入居基準を定めてある場合もある。このように入居する資格が制度として設けられているため、それに当てはまなければ利用することができず、入居後収入を超えるなど条件を満たさなくなった場合は明け渡さなければならない。

このように住宅公営住宅制度が縮小し、民間依存に移行している。1999年、住宅・都市整備公団は都市基盤整備公団となり、2004年には都市再生機構となった。その業務は、原則として既存の公団住宅ストックの維持管理に限定され、かつて住宅研究開発の技術集団として、新しい住まいのあり方を提案しつづけてきた公的セクターは事実上、解体された。2006年の住生基本法、翌年の住宅セーフティネット法により、政府は住宅供給の大半を民間市場に委ねる方針を打ち出した。新規建設は抑えられ、老朽化の著しい初期の公営住宅は解体・撤退・売却が進む。住宅金融公庫もまた2007年に廃止され、国の機関から独立行政法人住宅金融支援機構となった。かつての三本柱は所得階層を想定したフレームを形成しつつ、その対象は互いに大きく重なり合っていた。当初、下位から8割世帯を包括していた公営住宅入居階層は、現在2割台にまで絞り込まれている(田中2019)。このように、公的住宅制度は民間の依存が進み、縮小化が進んでいる。

1-2 先行研究

高齢者の生活について扱った研究は以下のものがある。大月（2017）は超高齢化社会に求められる町として「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制」すなわち、「地域包括ケアシステム」が重要であり、町の中に多様な種別の住宅が提供され、そこを循環的に引越せるような町や家族資源、地域資源、制度資源のいずれも使いながら住み慣れた地域に住みつづけることが可能な町を形成する必要があると述べている。また、佐藤（2016）は、高齢者住居の課題について「共同性」を活かした新たな取り組みを実施していくことが必要であり、たとえば利用されていない共有・共用空間の活用による「場」の確保、専門知識、技術をもった人材の発掘、外部専門機関との連携強化による独自サービス提供等の互助意識を活かした住宅地のマネジメント「体制と主体」の確立が不可欠であると主張している。さらに、坂東（2014）は自宅におけるADL（日常生活動作；日常生活を送るために必要な基本的な動作郡を示し、高齢者や障がい者等の生活の自立度を評価する指標として用いる）の低下を補うために生活支援サービスの提供や住宅改造などの助成を充実させて、今の住宅に住み続けられるように高齢者の住む力をサポートしていくことが必要であり、高齢者本人の能力を維持して活かすようなシステムづくりの重要性を明らかにしている。

1-3 目的と意義

先行研究では、高齢者の生活環境として高齢者が住み慣れた街で暮らし続けられるよう、自治体のシステムづくりや互助意識を活かした場所と人材の確保などから、なるべく高齢者が自身で生活していけるような環境づくりが重要であると指摘されている。

だが、高齢者の生活について自治体や地域、周囲のサポートはどこまで実現することが可能だろうか。1-1で述べたように限界集落などでは、集落に高齢者が一人ということも少なくないため、システムの構築が難しく、また災害時にはコミュニティが破壊され、再び構築する必要があり、高齢者には大きな負担となる。それに加え縮小する公営住宅制度が高齢者の生活を窮地へ追いこんでいる。高齢者が自身で生活していけるような環境づくりを行うためには自立できる生活様式と、それに伴うコミュニティの形成が必要である。

そこで、本研究では2011年の紀伊半島大水害によって被害を負い、高齢化や過疎化などの問題を抱えた十津川村の高森のいえプロジェクト（地域優良賃貸住宅）の事例を通して高齢者の居住実態を明らかにし、今後さらなる超高齢社会の住宅環境のあり方を探る。

〈第2章〉

研究の方法

2-1 対象地域の概要

十津川村は、奈良県の最南端に位置しており面積は 672.38 k m² と奈良県の 5 分の 1 を占め、琵琶湖の 670.25k m²、淡路島の 592.17k m² より広く、村として日本一の広さを誇っている。だが、村の面積の 96% が森林で、急峻な地形の緩やかな部分に 200 以上の集落が点在しそこに人口は 4,048 人、世帯数 1,720 戸（2021 年 4 月 1 日現在）と少ない。また、過疎や少子高齢化が進み、2018 年 4 月時点で高齢化率は 44% に達し 2040 年には人口が約 2,300 人にまで減少すると見込まれており、過疎高齢化が着実に進む中山間地域となっている。

2011 年に奈良、和歌山、三重の三県を襲った紀伊半島大水害が甚大な被害を十津川村にもたらした。台風 12 号の影響により、8 月 31 日から 6 日間降り続いた大雨は十津川村の位置する奈良県南部を襲い、深層崩壊や土石流などの土砂災害が多数発生、孤立状態が続くなど多くの人が避難を余儀なくされた。8 月 30 日 17 時からの総雨量は、紀伊半島を中心に広い範囲で 1000mm を超え、一部の地域では 2,000mm を超えた(図 1)。

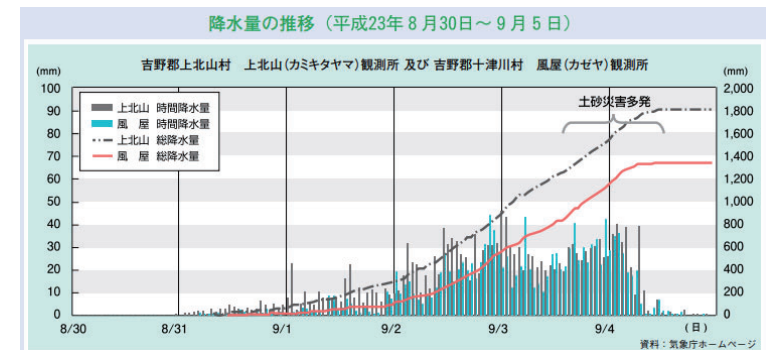


図1 十津川村降水量推移

出所 気象庁

この豪雨により、紀伊半島の 3,000 箇所を超える区域で土砂災害が起こり、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生、そのうちの 16 箇所では、崩壊土砂が河川をせき止める「河道閉塞」が置き、その中の 4 箇所は全閉状態となった。その一つが十津川村である。2 週間余り孤立状態となり、村内でも道路は土砂崩れ等によりいたるところで寸断され山地崩壊が起こり、十津川村では死者 7 名、行方不明者 6 名、全壊家屋 18 棟、半壊家屋 30 棟、床下浸水 14 棟（2012 年 7 月現在）の被害を受けた。

十津川村は地域課題として、過疎高齢化、村内での高齢者の居住継続の難しさ、集落の消滅、林業の衰退、仕事がないことによる若者の流出など紀伊半島大水害以前から存在していた（室崎 2019 年）が、紀伊半島大水害を機に、対応せねばならない問題として自治体が動くこととなる。

2-2 調査の手順

第一に、行政資料の収集である。十津川村役場へ現地調査の際、十津川村施設課より「十津川村芯づくり事業」、「高森のいえ」「住宅支援の体制」などの提供資料を得る。後日、役場に対し、Eメールにて質問を送付し、回答を得る。

第二に、現地調査・目視調査である。奈良県十津川村現地を訪れ、2日間かけて観察、目視を行った。十津川村の集落の実情を知るために十津川村田戸集落で100年以上前から店を構える現喫茶店とその近くに点在する住宅を観察、加えて聞き取りを行った。

第三に、インタビュー調査である。インタビュー調査の対象者を表2に表す。また、高森のいえに行き、役場の案内のもと施設内を見学、事業内容について聞き取りを行った。対象者は十津川村役場 50代男性 I氏、現在高森のいえに住む70代女性 T氏、同じく70代女性 K氏、現在十津川村の田戸集落に住む女性 O氏、カフェを営む男性 H氏、民宿で勤務している70代女性 A氏である(表2)。

調査実施日は、2021年9月29日、30日である。

表2 インタビュー調査対象者

	役割・所属	年代	性別
I氏	十津川村役場	50代	男性
T氏	高森のいえ住民	70代	女性
K氏	高森のいえ住民	70代	女性
O氏	田戸集落住民	不明	女性
H氏	喫茶店経営	不明	男性
A氏	民宿勤務	70代	女性

〈第3章〉

地域優良賃貸住宅（高森のいえ）

3-1 地域優良賃貸住宅

地域優良賃貸住宅制度は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における住居の安定に特に配慮が必要な世帯の居住用に供にする、住居環境の領弘な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度である。

（地域優良賃貸住宅要綱より）地方公共団体が国からの支援を受けて供給がされる。国からの支援として、施策住宅の「整備階段」及び「管理階段」においてそれぞれ支援が実施され、具体的には「施策住宅の整備に要する費用」と「施策住宅を対象とした家賃低廉化事業に要する費用」である。国からの支援の実施については地方公共団体が、当該地域における住宅施策（高齢者向けの住宅の供給、若年世帯の定住促進のための住宅供給など）を展開する場合、供給計画の認定等の所要の手続きを行うことで可能となっている（図2）。

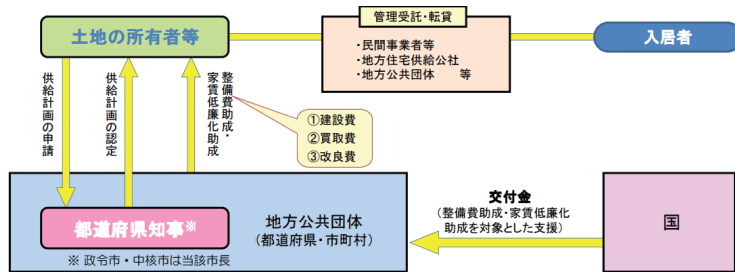


図2 地域優良賃貸住宅制度
出所 国土交通省（2009年6月）

平成19年に創設された地域優良賃貸住宅制度は、創設の背景として公営住宅制度の補完を目的としている。

公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの（国土交通省）であり入居者は一定の収入基準が設けられ、それを超えると入居できない。

しかし平成18年に制定された「住生活基本法」により、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮する者（以下「住宅確保要配慮者」という）の住居の安定を図ることが基本理念として位置づけられたことにより平成19年度予算において、公的賃貸住宅制度を再編し、住宅確保要配慮者に施策対象を重点化した地域優良賃貸住宅制度が創設されることとなった。（図3）。

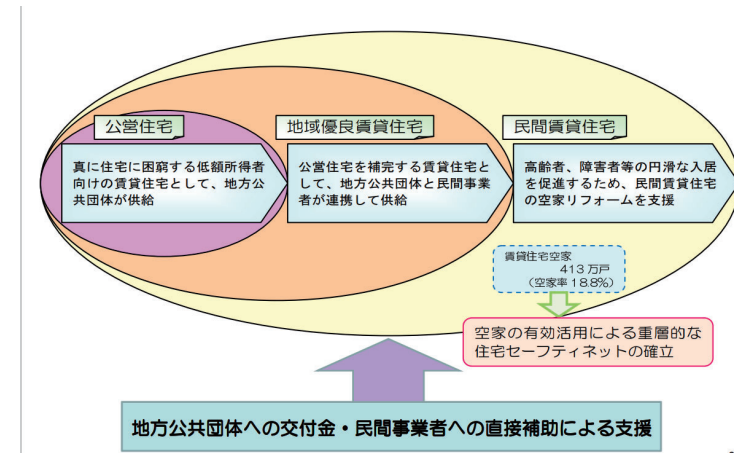


図3 地域優良賃貸住宅制度の位置づけ
出所 国土交通省（2009年6月）

そのことから平成5年に制定され「特定優良賃貸住宅の供給を促進する法律」において、中堅所得者等の住居の用に供にする住居環境が良好な賃貸住宅として規定されていた「特定優良賃貸住宅」は、住宅ストックを有効活用する観点から、特定優良賃貸住宅制定時における新規整備の拡大を前提とした要件等が阻害要因となっている点と、空き家対策の観点から、入居者の対象をより広い層にする必要があるという点から「地域優良賃貸住宅（一般化）」となった。

また、平成13年に制定された「高齢者の住居の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」において、良質な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅として規定されていた「高齢者向け優良賃貸住宅」は、次期通常国会での改正を予定している高齢者住まい法において、従来の高齢者向け優良賃貸住宅を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅を位置づける「地域優良賃貸住宅（高齢者型）」となった」（国土交通省）。

地域優良賃貸住宅の創設によりそれまで公営住宅制度の収入条件では入居できなかった層の住宅確保要配偶者の住宅を設定できるようになった（図4）。

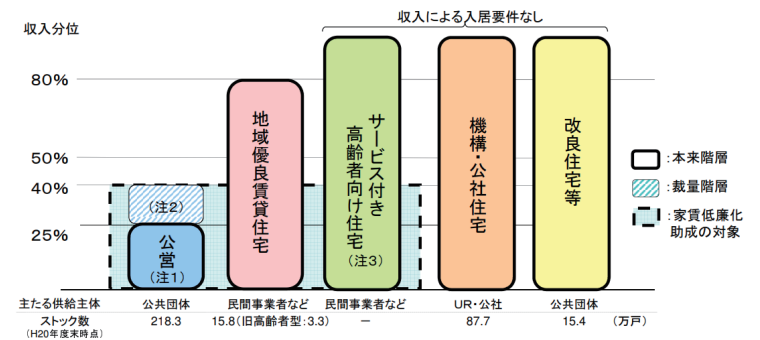


図4 制度による収入条件の違い
出所 国土交通省（2009年6月）

3-2 高森のいえプロジェクト

2012年から計画が開始された「高森のいえ」は、「誰もが最後まで村で暮らすため」の新たな集落づくりとして取り組みが行われた。十津川村は老年人口の割合が40.2%（2015年時点）という状況の中、広大な面積に各集落が点在し、それぞれが離れた地域で暮らしている。村内に1人暮らしの高齢者は309人（2017年4月時点）と村民の約1割であり、居住継続を可能とする住環境整備は重要である。しかし、高齢者の自宅にヘルパー派遣をするにも片道移動に1時間以上かかる地域も多く、都市部のようなきめ細かな生活支援サービスは提供できない。村内唯一の特別養護老人ホーム「高森の郷」の定員39名は満室で待機者も40名にのぼる。入居ができないため、少しの生活支援があれば自宅に住み続けられる高齢者も、村に住み続けたいと願いつつ村外の福祉施設や子世帯の元へ転出する実態があった（室崎2019）。さらに、その中で起こった

2011年の大水害により、事体は悪化し、様々な問題が浮き彫りになる。周囲の人が減っていくことで孤立する高齢者や、介護・医療が必要となって村外の施設へ入所する高齢者が増え、それが続けば村の存亡の危機にも繋がるとして深刻な課題である。

そこで集落の中心から離れた地域に住む人が集まり、住宅等の確保や助け合い支え合いながら生活できる場づくり、生活を支援するサービスの提供等を目的とした安心拠点を創ることを目指す集落づくりのプロジェクトとして高森のいえが構想される。

高森のいえの仕組みづくりとしてイメージされたのが、「中間施設」である。村役場建設課によれば、十津川村の村長（当時）、更谷氏は2011年の紀伊半島大水害よりも前から地方の高齢者が最後までそのまま住み続けられるような「中間施設」という仕組みづくりを模索していた。しかし「中間施設」の考え方では特別養護老人施設（以下「特養」という）など介護保険に直結するものでは介護保険料が高くなるばかりで好ましくないと考え、自宅と介護施設の間となるような生活様式を目指し、介護度が高くなる特養などの施設へ少し状態が良くなると中間施設へさらに良くなると自宅へ戻るようなイメージが描かれる。広大な面積を持つ集落に1軒だけや、一人しか住んでいないような限界集落も出てくるなかで、皆が集まり、見守り合いながら住める住まい方としての「中間施設」が考えられた（図5）。

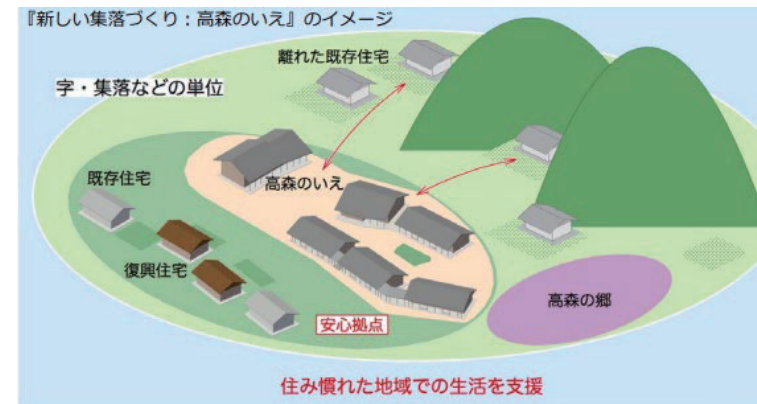


図5 新しい集落づくりのイメージ

出所 奈良県十津川村（2017）

そしてプロジェクトの仕組みづくりとしてまず十津川村の福祉として3つの目標を掲げた。一つ目が最後まで住み続けられる「住まいづくり」である。大水害直後に、奈良県が事業主体となり村の協力のもと、4団地30戸の木造仮設住宅が地元工務店により建設され、この木造仮設住宅で暮らした住民の多くから「みんなで一緒に暮らせた」との声が上がった。そのため、この暮らし方を参考に、「村の安心拠点」に高齢者や障がい者にとって暮らしやすい住まいづくりを目指した。

二つ目は、在宅医療・介護と等のサービスの強化である。国で、介護保険法の改正が行われ、地域包括ケアシステムの構築が謳われたため、村では地域包括ケアシステムの構築に向け、村の7区に複数の福祉拠点等を設け、これらを連携させることによって在宅医療・介護サービスを強化することを目指した。

三つ目は、集落単位の生活支援サービス等の充実である。高齢者や障がい者が最後まで元気に暮らすために活力となる「元気」の発信できるよう、集落や地域において様々な世代と交流を促すことが必要であるとし、住民の自主性や自立心を高める「ふれあい活動」や「生涯学習」の場を提供する等の生活支援サービス等の充実を目指すとした（図6）。

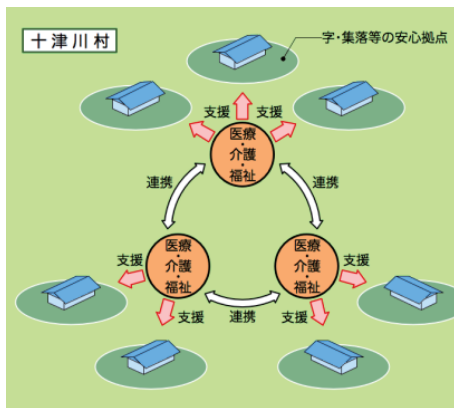


図6 福祉拠点の連携と安心拠点への生活支援イメージ
出所 奈良県十津川村（2017）

十津川村の「新たな集落づくり」の一環として発足された高森のいえプロジェクトは、これからの村の高齢者福祉施設のモデルプロジェクトとなることが目指された。大水害をきっかけに向き合うこととなった問題を含め、や無負えず村外に移り住まなければいけない高齢者などの実態を通して、村が総力を挙げ「誰もが最後まで村で暮らす」仕組みづくりが行われる。そして、自宅を持ちながら高森のいえで暮らし、行き来する生活様式「村内2地域居住」の仕組みが考えられた。村内に点在す

る集落での高齢者の1人世帯または、2人世帯が安心して暮らすための手法が採り入れられ、仕組みづくりが行われた。

第4章 調査結果

4-1 集落での暮らし

高齢者の生活を脅かす集落での暮らしがどういった状況にあるのか。村内に点在する200以上の集落のひとつ、田戸集落での暮らしの一端をみてみたい。

田戸集落は、25戸の家屋に常住は4戸の小さな集落である。田戸には澗峡（どろきょう）と呼ばれる奈良県（十津川村）と三重県（熊野市）と和歌山県（北山村・新宮市）の三県がまたがる場所に国特別名勝の大峡地が通っており、ウォータージェット船で澗峡めぐりが体験できるなどの観光資源がある。その近くには築100年以上の歴史がある「澗ホテル」があり、現在は喫茶店として店を構えている。SNSでも店舗の発信を行っており、若い人も多く訪れるなど観光地として賑わっているように見える。また、駐在所や郵便局もあるが、普段から住んでいるのは4戸で高齢者ばかりである。以前住んでいたと思われる空き家が多く、一戸一戸が離れていて、いかにも過疎地域であった。

そんな小さな集落で店を構える「澗ホテル」のオーナーH氏への聞き取りによると、自身は店舗の近くには住んでおらず30キロほど離れた新宮市に自宅を持ち、そこから車で40分ほどの距離を通っている。新宮市は和歌山県南部に位置しており、小さな集落に比べ栄えているため、十津川村のそれぞれの集落に住む人達が生活用品を求めて訪れる場所である。

そして、田戸集落で現在も暮らしている女性O氏にインタビューを行った。O氏は現在一人で暮らしており、生まれたときから田戸で育ち現在に至る。自宅を外から見せてもらったが、一人暮らしにはとても広く、使っていない部屋がいくつもあると言う。昔は両親と複数の兄弟とで住んでいたが亡くなり、結婚を機に村から出てしまうなどで現在は一人で生活をしている。田戸には駐在所や郵便局はあるが、生活に必要な食量や日用品は、歩いて行ける距離にないため車を使う必要があるが、O氏は1年ほど前に車が使えなくなり今は社会福祉協議会による送り迎えで補っている。またこういった集落へ周る移動販売が週2回まわってくるため、それを利用している。同じく田戸集落で近くに住んでいた人達は村外や県外に移った人が多く、かつてはあったコミュニティも徐々に薄れ、今ではほとんどなくなった。そんな生活の中で定期的に足を運んでくれる社協や魚屋の見守りが非常時に大切な存在となっていることが分かる。とはいっても、こういった孤立状態で災害時や非常時近くに誰もいない状況は不安である。

このように、自立して暮らすことが困難である高齢者の状況が分かったが、村の行政はこういった状況の改善策として各家庭にひとつずつデジタルの情報機器を支給して村の情報を発信することを行っている。1日に1回朝の7時30分に必ず情報の提供を行っている。大雨などの警報情報や災害時の避難情報なども届くため、孤立する高齢者にとって安心材料の一つとなっている。しかしそれだけでは高齢者の生活に対しての問題解決とはならない。そこで村の高齢者の暮らしを改善するプロジェクトとして実施されたのが高森のいえである。

4-2 住まい方の実態（高森のいえ）

高森のいえは、約 5200 平方メートルの敷地に单身及び 2 人世帯用の高齢者向け住宅棟が 4 棟、計 8 戸、子育て世帯用の一般向け住宅棟が 1 棟 1 戸そして、村内以外の人との交流を目的とした「ふれあい交流センター棟」で構成されている（図 7）。



図 7 高森のいえ配置図
出所 奈良県十津川村（2017）

(1) コミュニティ空間

高森のいえの目指す住まい方は助け合い・支え合いである。施設の近くには村唯一の特別養護老人ホーム「高森の郷」があり、周辺一帯がひとつの空間として、ただの住居ではなく、交流できる場として様々な工夫が施された。各棟を繋ぐ廊下は屋根で結ばれ、ベンチを設置し、雨や強い日差しを防ぎ、ベンチに座りいつでも会話ができるような構造である（写真 1）。これは大水害後、村に建てられた仮設住宅で、屋根のある軒下が住民の井戸端会議の場となり「みんなで楽しく暮らせた」と評判だったことから、取り入れられた。このように災害後の仮設住宅で良かった点を取り入れ、形にしたことも多い。また、高森のいえ利用者が自由に使用できる畑（写真 2）やふれあい交流センター棟の集会室で行われる、地元の同好会によるギター演奏会や福祉事務所職員による体操教室などの各種行事が住民にとって活気に繋がる機会となっている。

このようなコミュニティ空間の設置によって住宅に引きこもりがちな入居者の外出支援となり、そのほかのセンター広場にて定期的に行われる出張診療や、移動販売なども身体の不自由な人で遠くへの外出が困難な高齢者にとって自力で生活するための仕掛けとなっている。



写真1 高森のいえ内井戸端会議の様子
(出所) 筆者撮影 (2020年9月30日)



写真2 高森のいえ内の畑
(出所) 筆者撮影 (2021年9月30日)

(2) 高齢者向け住宅内の工夫

また、高森のいえに入居する人はそれぞれで身体状況が異なるため、手すりの要否や設置物の高さなどそれぞれに合わせて、入居後に希望を聞き、不要な箇所の取り外しや、新たな設置などを無償で行っている。現在、空き家となっている単身世帯用の部屋を視察し、実際の室内の作りを確認した。室内は以前住んでいた人の身体に合わせた造りがそのままになっており、細かく施された工夫が多く残っていた。間取りは2DKですぐに暮らし始められるよう家具や家電製品などはもともと用意されている(図8)。

部屋全体の造りの特徴は、全ての部屋、トイレお風呂なども含め、部屋全体を見渡せるようになってきている点である。これは車いすを使う際に移動がしやすいように、また、ヘルパーや介護に来た人が部屋のどこからでも入居者を見守れるような工夫である。この部屋はトイレの扉もなく、寝室とつながっている。さらにトイレには、元々取り付けられている手すりに加えてさらに必要な場所への取り付けが行われた(写真3)。

手すりの追加についてはトイレ以外の場所にも多く見られる(写真4)。また、お風呂では、浴室と床の高さをできるだけなくすことで足を高く上げる必要がないようにし(写真5)、キッチンには背の低い入居者に高さを合わせるため、すのこが置かれていた(写真6)。このように危険を避ける工夫や生活をしやすいためのバリアフリーの要素がたくさん見られるが、あえて障害物を残すことで高齢者の日常的に必要な動作と筋力を鍛える工夫で自立した生活を維持する環境として残すことも行っている(写真7)。

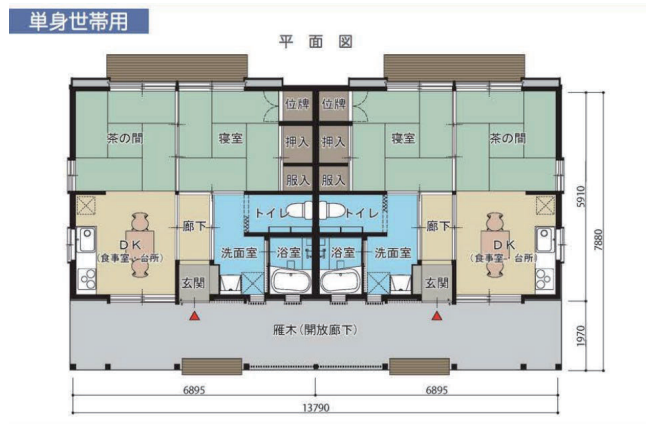


図7 高齢者単身世帯用住宅棟 平面図

出所 十津川村役場提供資料 (2021年4月)



写真3 手すりが追加されたトイレ

出所 筆者撮影 (2021年9月30日)



写真4 室内の必要な場所に取り付けた手すり

出所 筆者撮影 (2021年9月30日)



写真5 またぐ高さを抑えた浴室

出所 筆者撮影 (2021年9月30日)



写真6 キッチンに身長に合わせて設置したすのこ
出所 筆者撮影（2021年9月30日）



写真7 あえて段差を残した玄関
出所 筆者撮影（2021年9月30日）

4-3 入居者について

村役場建設課によれば、まず高森のいえの入居者の募集は十津川村での高齢者の情報を多く持つヘルパーが、高森のいえの情報や詳細を入居対象者である「緩やかな見守りが必要と思われる20人」に向け行う事で、入居者を募った。また、チラシを作製し、年末に配布を行うことで、お正月に帰省してきた家族と話し合いができることをねらった。

高森のいえの計8戸に及ぶ高齢者向け住宅には2021年9月31日現在、2部屋の空きが存在する。その他は埋まっている状況である。村役場建設課から入手した資料をもとに、現在の入居者の状況を整理した。それを表3に表す。高齢単身用の①（以下数字のみで表す）には大字神下からの80代の女性が暮らしており、入居は2人目である。②は空き部屋となっており、3人目を募集している。同じく③も空き部屋で、現在2人目を募集している。④は2人目となる大字重里からの90代女性、⑤は3人目となる大字出谷からの80代の女性、⑥は現在2人目である大字旭から80代の女性が現在暮らしている。そして2戸ある高齢2人世帯用の①②にはどちらも創設当初から住んでいる大字今西からの70代の夫婦がそれぞれの住居で暮らしている。

入居者の変化としては創設当初から入居しているところもあれば、多くて3人目の入居者を迎えており、空いた部屋が再募集されることで入居者が変わっていく。現在は空き室である高齢単身用2戸が募集中である。

表3 入居者の概要

	年齢性別	元居住地	
高齢単身用①	80代女性	大字 神下	現在2人目入居中
高齢単身用②	現在空き室	募集中	現在3人目募集中
高齢単身用③	現在空き室	募集中	現在2人目入居中
高齢単身用④	90代女性	大字 重里	現在2人目入居中
高齢単身用⑤	80代女性	大字 出谷	現在3人目入居中
高齢単身用⑥	80代女性	大字 旭	現在2人目入居中
高齢2人世帯用①	70代男性 70代女性	大字 今西	当初から入居中 2地域居住中
高齢2人世帯用②	70代女性 70代女性	大字 今西	当初から入居中 2地域居住が困難になっている

出所 十津川村役場提供資料より作成

そして、現在高齢2人世帯の住民から高森のいえでの生活とこれまでの生活との違いについて聞き取りを行った。聞き取りを行ったのはどちらも夫と2人で高森のいえに暮らす女性O氏と女性K氏である。自宅は高森のいえから15キロ離れた山の中にある今西地区である。2地域居住については、O氏は当初半分の割合で自宅と行き来する生活であったが、高齢により自動車の運転ができなくなったことで2021年の初旬から1、2度自宅に帰った程度であり帰れておらず、ほとんどが高森のいえでの暮らしである。K氏は現在も2地域居住を続けている。

O氏夫婦は、高森のいえでのくらしが今年で4年目となるが、今の生活になるまでたびたび起こる水害で多くの避難生活を経験したという。2011年の紀伊半島大水害では自宅のある集落の道が土砂で塞がれ、孤立し4日後にヘリコプターで救出された。紀伊半島大水害では多くの集落でこういった孤立状態となっている。また、大雨警報などが出るとホテルへ自主避難することもあったという。広大な土地に点在する集落での高齢者の困難な生活が分かる。しかし長年暮らしてきた自宅でもこれからも暮らしたいと思う人は多い。O氏の夫もこれまでの自宅での暮らしに対して「お墓や畑があり、住み慣れた集落に本当はいたい。でもこんなことを延々と繰り返したくなかった」(朝日新聞 2021.9.27)と言っている。高森のいえの「誰もが最後まで暮らすため」のプロジェクトづくりはこういった声の集まりから実現したと言える。

また、今回聞き取りを行った際、O氏とK氏は畑の世話をしながら会話をしているところであった。交流の場として設置された空間は実際に趣味の集いとして機能する場所となっていた。

第5章 結論

本稿では、山間部の集落にあたる十津川村を事例に高齢者の住宅環境を明らかにし、今後のさらなる高齢化に向けた生活環境デザインのあり方を考察した。これまでの結果をまとめ、結論とする。

(1) 過疎集落における生活環境の実態

今後ますます高齢化が進展するなかで、高齢者の生活を脅かす様々な問題がある。一人暮らしや夫婦二人暮らしの高齢世帯が増えている状況に対して山間部などのコミュニティを持ちにくい環境では孤立化が起こり、そこに多発する災害と公的な住宅制度の縮小により、高齢者の生活が追い込まれている。

そして山間部の限界集落にあたる十津川村田戸集落での生活からは、孤立する高齢者の実態が読み取れた。十津川村の広い面積に点在する集落の地域課題である過疎高齢化や若者流出、集落の消滅などは今後、日本全体で高齢化が進む過程で避けられない問題である。村を襲った紀伊半島大水害では、土砂崩れによる集落の孤立が起こっている。十津川村以外でもこのような環境で生活する高齢者は大勢いる。このような高齢者が安心して生活することは重要であるが、これまで育った自宅で暮らしたいと願い、過疎化が進む山間部で暮らし続ける高齢者にコミュニティの確保は難しい。

(2) 今後の高齢者の住宅環境について

このような高齢者の生活環境に対して、十津川村が向き合い、取り組んだ高森のいえプロジェクトは、これからの高齢化に向けた住宅環境をデザインする取り組みとして優れた事例であると言える。

第一に、高森のいえ最大の特徴「村内2地域居住」の実現である。このアイデアは、住み慣れた街で暮らし続けることを可能にする手法であった。自宅を持ちながら村内の中心部分にも生活の拠点を置くことで、災害時や日常生活が自力では困難な場合にも安心した生活ができるようになった。

第二に、施設内にちりばめられた様々な空間要素である。高齢者の生活に重要となる高齢者の生活に重要となるコミュニティ形成は解放廊下や交流スペースなどの設置、また定期的に行われる各種行事により、敷地内での交流はもちろん、施設外の人との交流も行われている。

第三に、入居後の生活サポートである。入居後に行われる住戸デザインや移動販売などの生活サポートにより高齢者の自立した生活を支える仕組みとなっている。

今後さらに高齢化が進む日本において、このような新しい生活様式となる高森のいえの考え方は、高齢者の生活の構築が難しい山間部で実現された事例として、今後さらに高齢化が進むとされる日本でこういった事例を取り入れていく必要があると考える。

最後に今後の課題に触れておく。

第一に、今後さらに増加する高齢者の数への対応である。日本全体が「超高齢社会」として高齢者の数が増える。加えて村内の集落には、いまだ孤立する高齢者が存在しており、今後自立した生活が困難となる人

が増えると考えられ、その数に対応していく必要がある。そのような対応に、新たな計画として進んでいるのが「西川のいえ」である。西川区において学校、郵便局、駐在所等の公共施設が集中する重里集落を、高森の家に加えて村の安心拠点を置くプロジェクトが進んでいる。

第二に、高森のいえの存在について、どこまで広く周知されているのかという問題がある。いまだ孤立する高齢者がいる状況で、高森のいえのような住まいの存在を多くの人に知ってもらい、必要とする対象者が利用することが理想であるが、村としては情報の提供は行ってきたが、増加し続ける高齢者にどこまでの情報が伝わっているのかは不明であった。

第三に、十津川村と同じような問題を抱える地域へ広めていくことである。今後の高齢化に向けた住宅環境のデザインに対する取り組みとして、十津川村以外にも高齢化に伴う地域課題を抱える地域に対して、新たな生活様式の提案を、広めて取り入れていく必要があると考える。

参考文献

- ・総務省 「高齢化の現状」
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf
(2021年11月8日アクセス)
- ・島根県「地域優良賃貸住宅制度要綱」
https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujutaku/yoko_yoryo.data/14-14tiyutinyoukouhonbun.pdf
(2021年12月14日アクセス)
- ・国土交通省住宅局住宅総合整備課「公営住宅制度について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyok2ushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000196081.pdf>
(2021年11月8日アクセス)
- ・奈良県「紀伊半島大洪水の記録」
<http://www.pref.nara.jp/secure/99453/pamphlet.pdf>
(2021年11月30日アクセス)
- ・国土交通省「住宅セーフティネットの概要～重要な住宅セーフティネットの構築～」
<http://www.pref.nara.jp/secure/104028/sankou01-02.pdf>
(2021年11月12日アクセス)
- ・「国土交通省」住宅セーフティネットにおける課題と取り組み
<https://www1.mlit.go.jp:8088/common/000044860.pdf>
(2021年11月12日アクセス)

- ・河本大地（2020）「人口減少・高齢化の進む山間地帯におけるツーリズムのあり方を考える」－奈良県吉野郡十津川村の事例を通して－
<https://www.chiiki-kassei.com/img/files/taikai/taikai12-2/64.pdf>
（2021年12月12日アクセス）
- ・大田朋子（2020）「2011年紀伊半島大水害からの復興－奈良県十津川村『高森のいえ』、都市問題 VOL.111.pp11－22
- ・室崎千重（2019）「紀伊半島大水害、発生から7年」『K.G. りぶれっと』No29.pp.76－85
- ・大月敏雄（2017）「町を住みこなす：超高齢社会の居場所づくり」岩波書店
- ・坂東美智子（2014）「これからの住まいとまち」－住む力をいかす地域生活空間の創造－朝倉書店
- ・佐藤由美（2016）「進化する住宅の危機住－宅白書 2014－2016－」ドメス出版
- ・朝日新聞「災害大国」（2021年9月27日）
- ・奈良県十津川村（2017）事業構想「高森のいえ」